

平成28年9月30日

新潟東港地域水道用水供給企業団

入札参加者各位

**新潟東港地域水道用水供給企業団発注工事における
社会保険等未加入対策について（下請契約）**

このたび本企业団発注工事における下請負人の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入について、下記のとおり取組みを実施しますのでお知らせします。

記

1 対象工事

予定価格250万円以上の建設工事で締結するすべての下請契約

2 実施内容

(1) 社会保険等未加入業者との一次下請契約を原則禁止とします。

(2) 社会保険等未加入業者が一次下請契約を締結していた場合、元請業者から社会保険等の加入指導および本企业団から建設業許可権者へ通報します。

※二次下請以降について、下請の禁止や建設業許可権者への通報等はいませんが、今回の取組みを鑑み、適正な加入に努めてください。

3 適用時期

平成28年10月1日以降の入札公告及び指名通知分から適用します。

4 その他

元請業者については、平成27年4月1日以降の競争入札参加有資格者名簿の登録から社会保険等の未加入業者の登録は認めていません。